

日本におけるテロ防止

不審な宿泊者発見にご協力を！

平成17年、旅館業法施行規則の改正に伴い、警察では

- 外国人宿泊客に対し、宿泊者の氏名・住所・職業のほか、国籍及び旅券番号の記載
- 外国人宿泊客に対し、旅券（パスポート）の呈示を求めるとともに、旅券の写しの保存

をお願いしています。

また警察官から職務上、宿泊者名簿の閲覧請求があった場合、

「個人情報保護に関する法律」には抵触しない

ので、開示へのご協力をよろしくお願いします。

※ 平成26年12月19日健衛発第1219第2号厚生労働省健康局生活衛生課長発出「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」参照

不審に感じれば警察まで通報を！

- 旅券の呈示や宿泊者名簿への記載を拒否し、若しくは立ち去る者（身長や髪型、服装、方向等も確認）
- 宿泊客以外に不特定多数の者が頻繁に部屋を出入りしたり、従業員等の入室を頑なに拒む者
- 事前予約なしに飛び込みで宿泊を希望し、常に人目を気にする挙動不審な者
- 異常に多い荷物を持ち運び、その荷物に触れることを極端に拒む者

